○農林水産省告示第百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町杉字カシヤザカ一〇四七の一、字ヒナツチ一〇四八の三、字田ノ口一〇四九の一の一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字カシヤザカ一〇四七の一・字ヒナツチ一〇四八の三・字田ノ口一〇四九の一の一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区只来字ウテイ一二四七の一、一二四七の二、字カニコ一二八六の一、一二八九の一、字ヒラヤ一二九二、一二九三、一二九八、一二九九、一三〇二、字細久保一二九四、一二九五、一三〇〇の一から一三〇〇の三まで、字ソウレン坊一三〇九、字二十丁一三一〇、一三一七、字光路沢一三四一、一三四五の一、一三四五の三、一六三五、一六三六の二、一六三七、字田シリ一三四八の一、字サル山一三五〇、字矢林一三五五、一三五六の一、字坂口一三五七の一、一三五八

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　藤平字落合一八六の一五三、一八六の一五四、一八六の一六二、一八六の一六三から一八六の一六五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区只来字樽ケ谷一三二七、一三二八、一三三四、一三三六、字神谷沢一三四〇の一、一三四〇の三、一六四二、字前谷一六四四の一から一六四四の四まで、一六四五の一、一六四五の二、一六四五の三・一六四五の四・一六四五の六・一六四五の七・字後沢一六五八の一・一六五九の一・字山下一七〇八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字光明辻一七〇七・一七一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七一五、一七一六、一七一九、一七三〇、一七三一の一、一七三一の四、字タイトコロ一七二三・一七二四・一七二六・一七三六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一七二一、一七二二、一七二七の一、一七二七の三、一七二八の一、一七二八の三、一七三三、一七三五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区阿寺字下平七三五の一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区阿寺字モウリ八四六の三七、八四六の九二、八四六の一一〇、八四六の一一三、八四六の一一六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区阿寺字モウリ八四六の一〇（次の図に示す部分に限る。）、八四六の一一、八四六の一四、八四六の一七、八四六の二九、八四六の四九、八四六の五一、八四六の五三、八四六の五七、八四六の九一、八四六の九三から八四六の一〇〇まで、八四六の一〇二から八四六の一〇九まで、八四六の一一一、八四六の一一二、八四六の一一四、八四六の一一七から八四六の一二三まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）